

資料3

社会的養護経験者等への自立支援について

| 国の動き

里親等への委託や児童養護施設等への措置等を解除された者等（以下、「社会的養護経験者等」という。）について、自らの家庭に頼ることもできず、自立後若しくは成人した後も社会の中で自立していく過程で困難を抱える場合が多く、また、社会的養護経験者等は、元々生活していた里親家庭等や施設との関係が徐々に薄れ、措置解除後、どのような生活を送っているのかという実態を把握できない者も多くいる状況である。

こうした現状を踏まえ、改正児童福祉法（令和4年6月成立、令和6年4月施行）において、社会的養護経験者等の実態把握及びその自立のために必要な支援を、都道府県が行わなければならぬ業務として初めて明確化。

2 本市の支援状況

①児童相談所【相談支援機能】

平成30年度から社会的養護自立支援員（現在は児童福祉専門相談員）を配置し、生活上の相談や支援を措置中から措置解除後まで実施。

②こども家庭課【経済的支援機能】

自立による措置解除者に対し、就職支度費・大学進学等支度費を支給。

<措置費> 就職支度費・大学進学等自立生活支度費 82,760円

特別支度費 413,340円、（資格取得等特別加算 上限57,620円）

<市単費> 就職支度費 45,000円、大学等進学支度金 45,000円

③施設・里親等【相談支援機能】

自立支援担当職員が配置されている施設は、個別にアフターケアを実施。実家の機能として、相談や正月等の帰省など、関わっている場合もある。

④その他【経済的支援機能】

<福岡県自立支援資金貸付制度> 家賃や生活費、資格取得費の貸付制度あり。

（返還免除規定あり）

3 社会的養護自立支援協議会のスケジュール

第1回：キックオフ、調査方法、調査内容協議（6月）

第2回：調査の中間報告、社会的養護自立支援の概要を協議（8月中旬）

第3回：調査の結果報告、社会的養護自立支援の体制・スキームを協議（9月中旬）

第4回：次年度以降の取組みを協議（3月頃）